



2022年1月31日

各 位

上場会社名 株式会社ロイヤルホテル
代 表 者 代表取締役社長 蔭山 秀一
(コード番号 9713 東証第2部)
問 合 せ 先 経営企画部長 福田 和師
(TEL 06-6448-1121)

第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更並びに
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、次の1. から4. までの各事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. SMBCCP投資事業有限責任組合1号（以下、「SMBCCPファンド」といいます。）及びDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下、「DBJファンド」といいます。SMBCCPファンドとDBJファンドを併せて「本割当予定先」といいます。）の間で、株式投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）を締結し、SMBCCPファンドに対して、第三者割当の方法により総額20億円のB種優先株式を発行すること及びDBJファンドに対して、第三者割当の方法により総額80億円のC種優先株式を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）
2. B種優先株式及びC種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）に関する規定の新設及びA種優先株式に関する規定の変更等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）
3. 本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件として、2022年3月30日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）
4. 2022年3月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）にて、本第三者割当増資、本定款変更及び本資本金等の額の減少に係る各議案を付議すること並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）にて、本定款変更に係る議案を付議すること

なお、本第三者割当増資は、本臨時株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること並びに本種類株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。また、本投資契約上、本割当予定先による本第三者割当増資に係る払込みは、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更及び本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) B種優先株式

① 払込期日	2022年3月30日
② 発行新株式数	B種優先株式 40,000株
③ 発行価額	1株につき50,000円
④ 調達資金の額	2,000,000,000円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりSMBCCP投資事業有限責任組合1号に全てのB種優先株式を割り当てます。
⑥ その他	<p>詳細は別紙1「B種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>ア. B種優先株式の優先配当率は年8.5%に設定されており、B種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」といいます。）は、普通株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」といいます。）及びA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、B種優先株主等への配当額が不足した場合は、その不足額（以下、「未払B種優先配当金」といいます。）は翌事業年度以降に累積します。B種優先株主等は、優先配当金及び累積した未払B種優先配当金に加えて、普通配当を受け取ることはできません。</p> <p>イ. B種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はありません。</p> <p>ウ. B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、いつでも行使することができますが、本投資契約上、一定の事由が発生した場合を除いて、2030年3月30日までの間は行使できないとされています。</p> <p>エ. B種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、いつでも行使することができますとされています。</p> <p>オ. B種優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付されておりません。</p> <p>カ. B種優先株式には、譲渡制限は付されておりませんが、本投資契約上、B種優先株式の引受人であるSMBCCPファンドは、DBJファンドの事前の書面による承諾なく、B種優先株式を譲渡できないとされています。</p> <p>なお、本第三者割当増資は、本臨時株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること並びに本種類株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られること等を条件としております。</p>

(2) C種優先株式

① 払込期日	2022年3月30日
② 発行新株式数	C種優先株式 160,000株
③ 発行価額	1株につき50,000円
④ 調達資金の額	8,000,000,000円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全てのC種優先株式を割り当てます。
⑥ その他	<p>詳細は別紙2「C種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>ア. C種優先株式の優先配当率は年4.0%に設定されており、C種優先株主又はC種優先株式の登録株式質権者(以下、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」といいます。)は、普通株主等及びA種優先株主等に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、C種優先株主等への配当額が不足した場合は、その不足額(以下、「未払C種優先配当金」といいます。)は翌事業年度以降に累積します。C種優先株主等は、優先配当金及び累積した未払C種優先配当金に加えて、普通配当を受け取ることはできません。</p> <p>イ. C種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はありません。</p> <p>ウ. C種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、いつでも行使することができますが、本投資契約上、一定の事由が発生した場合を除いて、2030年3月30日までの間は行使できないとされています。</p> <p>エ. C種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、いつでも行使することができますとされています。</p> <p>オ. C種優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付されておりません。</p> <p>カ. C種優先株式には、譲渡制限は付されておりません。</p> <p>なお、本第三者割当増資は、本臨時株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること並びに本種類株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られること等を条件としております。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛や営業時間の短縮、酒類提供の制限の要請等もあり、極めて厳しい環境が続いております。ワクチン接種の進展等により、感染収束が期待されるものの、新たな変異株の発生等もあり、先行きは依然不透明な状況です。

当社は、このような状況の中でも、運営の効率化を柱に経費の削減に一層取り組み、収益性の向上に努めてまいりました。しかしながら、2021年度第2四半期の連結売上高は6,386百万円(前年同期は6,085百万円)、親会社株主に帰属する連結純損失は3,171百万円(前年同期は4,729百万円の連結純損失)となり、純資産は前連結会計年度末に比べ3,128百万円減少し7,768百万円となりました。

こうした結果を踏まえて、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するリスクに対応しつつ、アフターコロナを見据えた成長戦略を推進し、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、資本性のある資金調達

による財務基盤の強化が必要と判断しました。

SMBCCPファンドの業務執行組合員である株式会社SMBCキャピタル・パートナーズは、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の子会社であり、DBJファンドは、新型コロナウイルス感染症により特に深刻な影響を受けている飲食・宿泊業をはじめとする事業者を支援する目的で設立されたファンドです。両社とも、当社の経営方針や本第三者割当増資の目的を理解しており、両社の出資目的にも合致することから、割当予定先を選定いたしました。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて純資産の毀損が続いている状況においては、負債性の資金調達ではなく、自己資本の増強を図ることができる資本性資金の調達が必要であると考えております。しかしながら、例えば、普通株式の発行は、急激かつ大規模な普通株式の希薄化をもたらす可能性があります。それに対して、本優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項も付与されておりません。そのため、本第三者割当増資は、既存株式の希薄化を一切生じさせることなく資本性資金の確保が可能であることから、最善の選択肢であると判断しております。

(3) 本優先株式の概要

①B種優先株式

ア. 優先配当

B種優先株式の優先配当率は年 8.5%に設定されております。剰余金の配当順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等を第2順位、普通株主等を第3順位とします。ある事業年度において、B種優先株主等に対して行われた剰余金の配当の総額が不足した場合、未払B種優先配当金は翌事業年度以降に累積します。B種優先株式は非参加型であり、B種優先株主等は、B種優先配当金及び累積した未払B種優先配当金の合計額を超えて剰余金を受け取ることはできません。

イ. 普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項

B種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はありません。

ウ. 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。

B種優先株主は、いつでも当社に対して、金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下、「B種償還請求」といいます。）できます。ただし、本投資契約上、下記に該当する事由が発生した場合を除いて、2030年3月30日までの間はB種償還請求を行うことはできないものとしております。

- (ア) 当社の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日をB種強制償還日として、当該時点におけるB種優先株式の全部についてB種強制償還をしたと仮定した場合のB種強制償還価額及び当該事業年度末日をC種強制償還日として当該時点におけるC種優先株式の全部についてC種強制償還をしたと仮定した場合のC種強制償還価額の合計額以下になった場合
- (イ) 2022年3月30日において、本投資契約上の前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（ただし、成就しない前提条件をB種優先株式引受人が全て書面により放棄した場合は除きます。）
- (ウ) 当社が、本投資契約の条項に違反した場合であって、本割当予定先のいずれかから契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経てもなお当該違反が治癒されない場合（ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとします。）
- (エ) 当社の2028年3月期以降（2028年3月期を含む。）の各事業年度末日時点の連結ベースの貸借対照表における純資産額が、当社の2022年3月末日時点の連結ベースの貸借対照表における純資産額を上回った場合（なお、この場合、B種優先株式引受人は、その上回る金額を上限として、B種償還請求を行うことができます。）

B種優先株式1株当たりのB種償還価額は、 $50,000 \text{ 円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$ によって計算される額とします（以下、「B種基本償還価額」といい、払込期日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とします。）。

B種償還請求日までの間に支払われたB種優先配当金（B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下、「償還請求前支払済B種優先配当金」といいます。）が存する場合には、B種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求前支払済B種優先配当金 $\times (1 + 0.085)^{x+y/365}$ に従って計算される価額（以下、「B種控除価額」といい、償還請求前支払済B種優先配当金の支払日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とします。）をB種基本償還価額から控除した額とします。なお、償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつきB種控除価額を計算し、その合計額をB種基本償還価額から控除します。

エ. 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、「B種強制償還日」といいます。）の到来をもって、B種優先株主等の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主等に対して、下記に定める金額（以下、「B種強制償還価額」といいます。）の金銭を交付することができます。

B種優先株式1株当たりのB種強制償還価額は、B種基本償還価額算式（ただし、B種基本償還価額算式における「B種償還請求日」は「B種強制償還日」と読み替えて適用します。）によって計算されるB種基本償還価額相当額（以下、「B種基本強制償還価額」といいます。）とします。

上記にかかわらず、B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金（B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下、「強制償還前支払済B種優先配当金」といいます。）が存する場合には、B種優先株式1株当たりのB種強制償還価額は、B種控除価額算式（ただし、B種控除価額算式における「B種償還請求日」「償還請求前支払済B種優先配当金」は、それぞれ「B種強制償還日」「強制償還前支払済B種優先配当金」と読み替えて適用します。）に従って計算されるB種控除価額相当額を、上記に定めるB種基本強制償還価額から控除した額とします。なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつきB種控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本強制償還価額から控除します。

オ. 議決権

B種優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付されていません。

カ. 譲渡制限

B種優先株式には、譲渡制限は付されていませんが、本投資契約上、B種優先株式引受人は、C種優先株式引受人の事前の書面による承諾なく、B種優先株式を譲渡できないものとされています。

その他B種優先株式の詳細につきましては、別紙1「B種優先株式発行要項」をご参照下さい。

②C種優先株式

ア. 優先配当

C種優先株式の優先配当率は年4.0%に設定されています。剰余金の配当順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等を第2順位、普通株主等を第3順位とします。ある事業年度において、C種優先株主等に対して行われた剰余金の配当の総額が不足した場合、未払C種優先配当金は翌事業年度以降に累積します。C種優先株式は非参加型であり、C種優先株主等は、C種優先配当金及び累積した未払C種優先配当金の合計額を超えて剰余金を受け取ることはできません。

イ. 普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項

C種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はありません。

ウ. 金銭を対価とする取得請求権

C種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。

C種優先株主は、いつでも当社に対して、金銭を対価としてC種優先株式を取得することを請求（以下、「C種償還請求」といいます。）できます。ただし、本投資契約上、下記に該当する事由が発生した場合を除いて、2030年3月30日までの間はC種償還請求を行うことはできないものとしております。

- (ア) 当社の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日をC種強制償還日として、当該時点におけるC種優先株式の全部についてC種強制償還をしたと仮定した場合のC種強制償還価額及び当該事業年度末日をB種強制償還日として当該時点におけるB種優先株式の全部についてB種強制償還をしたと仮定した場合のB種強制償還価額の合計額以下になった場合
- (イ) 2022年3月30日において、本投資契約上の前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（ただし、成就しない前提条件をC種優先株式引受人が全て書面により放棄した場合は除きます。）
- (ウ) 当社が、本投資契約の条項に違反した場合であって、本割当予定先のいずれかから契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経てもなお当該違反が治癒されない場合（ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとします。）
- (エ) 当社の2028年3月期以降（2028年3月期を含む。）の各事業年度末日時点の連結ベースの貸借対照表における純資産額が、当社の2022年3月末日時点の連結ベースの貸借対照表における純資産額を上回った場合（なお、この場合、C種優先株式引受人は、その上回る金額を上限として、C種償還請求を行うことができます。）

C種優先株式1株当たりのC種償還価額は、 $50,000 \text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ によって計算される額とします（以下、「C種基本償還価額」といい、払込期日（同日を含む。）からC種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とします。）。

C種償還請求日までの間に支払われたC種優先配当金（C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下、「償還請求前支払済C種優先配当金」といいます。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求前支払済C種優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$ に従って計算される価額（以下、「C種控除価額」といい、償還請求前支払済C種優先配当金の支払日（同日を含む。）からC種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とします。）をC種基本償還価額から控除した額とします。なお、償還請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつきC種控除価額を計算し、その合計額をC種基本償還価額から控除します。

エ. 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、「C種強制償還日」といいます。）の到来をもって、C種優先株主等の意思にかかわらず、当社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、C種優先株主等に対して、下記に定める金額（以下、「C種強制償還価額」といいます。）の金銭を交付することができます。

C種優先株式1株当たりのC種強制償還価額は、C種基本償還価額算式（ただし、C種基本償還価額算式における「C種償還請求日」は「C種強制償還日」と読み替えて適用します。）によって計算されるC種基本償還価額相当額（以下、「C種基本強制償還価額」といいます。）とします。

上記にかかわらず、C種強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下、「強制償還前支払済C種優先配当金」といいます。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりのC種強制償還価額は、C種控除価額算式（ただし、C種控除価額算式における「C種償還請求日」「償還請求前支払済C種優先配当金」は、それぞれ「C種強制償還日」「強制償還前支払済C種優先配当金」と読み替えて適用します。）に従って計算されるC種控除価額相当額を、上記に定めるC種基本強制償還価額から控除した額とします。なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつきC種控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本強制償還価額から控除します。

オ. 議決権

C種優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付されておられません。

カ. 譲渡制限

C種優先株式には、譲渡制限は付されておられません。

その他C種優先株式の詳細につきましては、別紙1「C種優先株式発行要項」をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① B種優先株式の払込金額の総額	20.0 億円
② C種優先株式の払込金額の総額	80.0 億円
③ 発行諸費用の概算額	1.4 億円
④ 差引手取概算額	98.6 億円

(注1)「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておられません。

(注2)「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用及び登記関連費用等です。

(2) 調達する資金の使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
事業資金	100 億円	2022 年 3 月以降

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集に至る経緯及び目的」において記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛や営業時間の短縮の要請等があり、当社の事業環境は極めて厳しい状況です。ワクチン接種の進展等により、感染収束が期待されるものの、先行きは依然不透明であり、かかる事業環境が続くリスクに備えるため、本第三者割当増資による調達資金の一部は運転資金に充当する予定です。また、アフターコロナを見据えた成長戦略を推進する為、既存施設の改装、マーケティング力の強化、生産性の向上及び効率化の推進に係る設備資金への充当も予定しております。なお、上記に対する各支出金額については、当社を取り巻く経済状況によって段階的に判断する必要があり、現時点では具体的に区別しておられません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、収益性の向上及び財務体質の改善・強化を図ることが可能となります。これらは、当社の企業価値の向上に資するものであると考えており、資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、本割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及びその内容に関する交渉を重ねてまいりました。その結果、B種優先株式については払込金額を1株当たり50,000円、C種優先株式については払込金額を1株当たり50,000円と決定いたしました。

当社としては、本優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、本優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本優先株式の払込金額が本割当予定先にとって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、B種優先株式を40,000株発行することにより20億円、C種優先株式を160,000株発行することにより80億円を調達いたしますが、上記「2. 募集の目的及び理由」及び「3. 調達する資金の額、使途及び支払予定時期」に記載の本優先株式発行の目的及び使途に鑑みると、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。なお、本優先株式は、株主総会における議決権がなく、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項も付与されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①B種優先株式

ア. 名 称	SMBCCP投資事業有限責任組合1号	
イ. 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
ウ. 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
エ. 組 成 目 的	有価証券の取得等	
オ. 組 成 日	2020年4月21日	
カ. ファンド総額	-	
キ. 出 資 者 の 概 要	株式会社三井住友銀行 頭取CEO 高島 誠 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
ク. 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	株式会社SMBCキャピタル・パートナーズ
	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 辰己 聖
	事 業 内 容	企業再生・事業承継等に係る投資業務
	主たる出資者	株式会社三井住友銀行 100%
ケ. 当社と当該ファンドとの間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません
コ. 当社と業務執行組合員との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません

(注1) ファンド総額については、SMBCCPファンドより開示を受けていないため、記載していません。

(注2) 当社は、SMBCCPファンドの業務執行組合員である株式会社SMBCキャピタル・パートナーズから株式会社SMBCキャピタル・パートナーズ及びSMBCCPファンドが反社会的勢力との間に何ら関係がないことに関する表明保証を受けております。株式会社SMBCキャピタル・パートナーズは、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であるところ、当社は、同社が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」(2021年7月13日付)の内部統制システム等に関する事項において、同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しており、SMBCCPファンド、株式会社SMBCキャピタル・パートナーズ及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

②C種優先株式

ア. 名 称	DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	
イ. 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
ウ. 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
エ. 組 成 目 的	中堅・大企業の飲食・宿泊業等の発行する償還型無議決権優先株の取得	
オ. 組 成 日	2021年3月31日	

カ. ファンド総額	800億円	
キ. 出資者の概要	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
ク. 業務執行組合員の概要	名 称	DB J 飲食・宿泊サポート株式会社
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松木 大
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する業務 株式、社債又は持分等に対する投資業務等
	主たる出資者	株式会社日本政策投資銀行 100%
	資 本 金	3百万円
ケ. 当社と当該ファンドとの間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません
コ. 当社と業務執行組合員との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません

(注) DB J 飲食・宿泊サポート株式会社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社であるところ、当社は、同銀行が関東財務局長宛に提出した「有価証券報告書」(2021年6月24日付)の内部統制システムの整備の状況に関する事項において、同銀行の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しており、DB J ファンド、DB J 飲食・宿泊サポート株式会社及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本割当予定先を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

なお、当社は、本投資契約において本割当予定先との間で、本第三者割当増資に関連して、以下を含む一定の事項について合意しております。

- ① 当社は、本割当予定先に対するア. 剰余金の配当並びにイ. 当社の定款、B種優先株式発行要項及びC種優先株式発行要項並びに本投資契約に従った本割当予定先による本優先株式の取得請求権の行使が可能となるよう、会社法第461条第2項に定める分配可能額を維持する。当社の本割当予定先に対する剰余金の配当又は本割当予定先による本優先株式の全部若しくは一部の取得請求権の行使に際し、当社の資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければ、これらに応じることができない場合、当社は、速やかに、法令等の定めに従い、資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を会議の目的事項とする株主総会を招集し、本割当予定先に対する剰余金の配当又は本優先株式の金銭を対価とする取得を可能にするために、法令等に違反しない範囲で、必要な措置を講じる。
- ② 当社は、一定の重要な行為(本投資契約締結日現在、自らが行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは関連会社に係る株式の取得若しくは売却(子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。)、重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄、定款その他の社内規程の重要な変更、合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更その他の重要な組織再編行為に関する一切の行為、株式の分割又は併合、解散、倒産手続開始の申出又は申立て、自己株式又は自己新株予約権の取得(ただし本優先株式の取得条項又は取得請求権の行使に基づく本優先株式の取得並びに会社法第192条及び第193条に基づく単元未満株式の取得を除く。)、一定の場合を除いた普通株主等又はA種優先株主等に対する剰余金の配当、資本金の額の増加、準備金の額の増加、代表取締役の変更、債務保証又は債務引受けによる債務負担行為(ただし、子会社又は関連会社の負担する債務に係る債務保証又は債務引

受によるものは除く。)、新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(ただし、実需に基づくもので、かつ、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第10号)におけるヘッジ会計の要件に該当するものを除く。)、第三者への新たな出資又は貸付(ただし、子会社又は関連会社に対するものは除く。)、第三者の負担する債務を被担保債務として行う担保提供行為(ただし、子会社又は関連会社の負担する債務を被担保債務として行うものは除く。)、本割当予定先以外の第三者に対する募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与、本優先株式の経済的価値又は発行会社の支払能力に重大な悪影響を及ぼし得る行為、金融商品取引所への上場廃止申請。)を行う場合、本割当予定先の事前の書面による承諾を得ること。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本割当予定先から、原則として、本優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本割当予定先から、本割当予定先がその出資者との間で締結した投資事業有限責任組合契約等に基づき、出資者に対して当該払込みに充てるための出資等を請求できることを口頭で確認しております。また、割当予定先の出資者の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前 (2021年12月31日現在)		募集後
アサヒビール株式会社	19.14%	同左
森トラスト株式会社	19.07%	
サントリーホールディングス株式会社	10.02%	
関電不動産開発株式会社	4.00%	
株式会社三井住友銀行	2.85%	
大阪瓦斯株式会社	2.85%	
株式会社竹中工務店	2.69%	
日本生命保険相互会社	1.57%	
三井住友海上火災保険株式会社	1.52%	
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1.29%	

(注) 上表における大株主及び持株比率は2021年12月31日現在の株主名簿に基づき、小数点第三位を切り捨てて算出しております。なお、上表には自己株式は含まれておりませんが、当社が所有している自己株式が29,337株あります。

(2) A種優先株式

募集前 (2021年12月31日現在)	募集後
株式会社三井住友銀行 100.00%	同左

(3) B種優先株式

募集前 (2021年12月31日現在)	募集後
該当なし	SMBCCP投資事業有限責任組合1号 100.00%

(4) C種優先株主

募集前 (2021年12月31日現在)	募集後
該当なし	DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合 100.00%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が当社の業績に与える具体的な影響については精査中です。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
連結売上高	40,884百万円	37,601百万円	15,638百万円
連結営業利益又は連結営業損失(△)	2,047百万円	△257百万円	△9,794百万円
連結経常利益又は連結経常損失(△)	1,816百万円	△465百万円	△6,916百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	2,908百万円	727百万円	△9,334百万円
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失(△)	283.97円	71.02円	△911.34円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	416.71円	501.13円	△400.67円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年12月31日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 10,271,651株	100.00%
	A種優先株式 300,000株	(注) -
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	8,650,519株	84.21%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	8,650,519株	84.21%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,162,629株	21.05%

(注) A種優先株式は議決権を有しないため、発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始 値	1,942円	1,781円	1,227円
高 値	1,960円	1,807円	1,440円
安 値	1,550円	1,115円	1,070円
終 値	1,801円	1,255円	1,240円

②最近6か月間の状況

	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月
始 値	1,228円	1,207円	1,215円	1,289円	1,266円	1,181円
高 値	1,243円	1,238円	1,325円	1,296円	1,283円	1,181円
安 値	1,195円	1,196円	1,204円	1,224円	1,169円	1,103円
終 値	1,231円	1,213円	1,289円	1,257円	1,181円	1,170円

③発行決議日の前営業日における株価

	2022年1月28日
始 値	1,126 円
高 値	1,134 円
安 値	1,126 円
終 値	1,134 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「B種優先株式発行要項」及び別紙2「C種優先株式発行要項」をご覧ください。

12. 本第三者割当増資の日程

2022年1月31日	本第三者割当増資に係る取締役会決議
2022年3月28日(予定)	本臨時株主総会決議
2022年3月30日(予定)	払込期日

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

B種優先株式及びC種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてB種優先株式及びC種優先株式を追加し、B種優先株式及びC種優先株式に関する規定を新設するとともに、併せてA種優先株式に関する規定その他の文言の修正及び追加等を行うものです。

なお、本定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は、別紙3「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

2022年1月31日	本定款変更に係る取締役会決議
2022年3月28日（予定）	本臨時株主総会及び本種類株主総会決議
2022年3月30日（予定）	効力発生日

Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本優先株式の発行と併せて、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

2. 減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

- (1) 本第三者割当増資後の資本金の額 5,100,000,000 円を 5,000,000,000 円減少し、100,000,000 円とします。
- (2) 本第三者割当増資後の資本準備金の額 5,000,000,000 円を 5,000,000,000 円減少し、0 円とします。

3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、本優先株式の発行と同時に、本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 本資本金等の額の減少の日程

2022 年 1 月 31 日	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2022 年 2 月 10 日 (予定)	債権者異議申述公告
2022 年 3 月 10 日 (予定)	債権者異議申述最終期日
2022 年 3 月 28 日 (予定)	本臨時株主総会決議
2022 年 3 月 30 日 (予定)	効力発生日

5. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以上

株式会社ロイヤルホテル
B種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ロイヤルホテル B種優先株式
2. 募集株式の数	40,000株
3. 払込金額	1株につき50,000円
4. 払込金額の総額	2,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	1,000,000,000円 (1株につき25,000円)
6. 増加する資本準備金の額	1,000,000,000円 (1株につき25,000円)
7. 払込期日	2022年3月30日
8. 割当先/株式数	SMBCCP投資事業有限責任組合1号に全株式を割り当てる。

B種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) B種優先配当金	当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記15に定める順位に従い、B種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「B種期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(4) B種優先配当金の額	B種優先配当金の額は、B種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（下記9.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当会社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、上記9.(4)に定めるB種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記15に定める順位に従い、B種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。なお、10.(2)に定める金額に、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産分配額	
①B種基本残余財産分配額	B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12.(2)①に定めるB種基本償還価額算式（ただし、B種基本償還価額算式における「B種償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算されるB種基本償還価額相当額（以下「B種基本残余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10.(2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済B種優先配当金」という。）が存する場合には、B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「B種償還請求日」「償還請求前支払済B種優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済B種優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記10.(2)①に定めるB種基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10.(2)①に定めるB種基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	B種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下「B種償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、B種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「B種償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主に対して、下記12.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「B種償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、B種償還請求日における分配可能額を超えてB種償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又はB種償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。また、B種償還価額に、B種優先株主がB種償還請求を行ったB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) B種償還価額	
①B種基本償還価額	B種優先株式1株当たりのB種償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「B種基本償還価額」という。）とする。 (B種基本償還価額算式) $B種基本償還価額 = 50,000円 \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$ 払込期日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記12.(2)①にかかわらず、B種償還請求日までの間に支払われたB種優先配当金（B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済B種優先配当金」という。）が存する場合には、B種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定めるB種基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定めるB種基本償還価額から控除する。 (控除価額算式) $控除価額 = 償還請求前支払済B種優先配当金 \times (1 + 0.085)^{x+y/365}$ 償還請求前支払済B種優先配当金の支払日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	大阪市北区中之島五丁目3番68号 株式会社ロイヤルホテル

(4) 償還請求の効力発生	B種償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) B種強制償還の内容	当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「B種強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「B種強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるB種優先株式の取得を「B種強制償還」という。）。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、B種強制償還価額に、当社がB種強制償還を行うB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) B種強制償還価額	
①B種基本強制償還価額	B種優先株式1株当たりのB種強制償還価額は、上記12.(2)①に定めるB種基本償還価額算式（ただし、B種基本償還価額算式における「B種償還請求日」は「B種強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算されるB種基本償還価額相当額（以下「B種基本強制償還価額」という。）とする。
②控除価額	上記13.(2)①にかかわらず、B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金（B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済B種優先配当金」という。）が存する場合には、B種優先株式1株当たりのB種強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「B種償還請求日」「償還請求前支払済B種優先配当金」は、それぞれ「B種強制償還日」「強制償還前支払済B種優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記13.(2)①に定めるB種基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記13.(2)①に定めるB種基本強制償還価額から控除する。
14. 株式の併合又は分割	法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。
15. 優先順位	
(1)剰余金の配当	普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者（以下、総称して「B種優先株主等」という。）及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者（以下、総称して「C種優先株主等」という。）に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する剰余金の配当を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。
(2)残余財産の分配	普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。
(3)比例按分	当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

株式会社ロイヤルホテル
C種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ロイヤルホテル C種優先株式
2. 募集株式の数	160,000株
3. 払込金額	1株につき50,000円
4. 払込金額の総額	8,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	4,000,000,000円 (1株につき25,000円)
6. 増加する資本準備金の額	4,000,000,000円 (1株につき25,000円)
7. 払込期日	2022年3月30日
8. 割当先/株式数	DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

C種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) C種優先配当金	当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記15に定める順位に従い、C種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「C種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「C種期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(4) C種優先配当金の額	C種優先配当金の額は、C種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 C種優先株式1株当たりのC種優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金（下記9.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当会社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、上記9.(4)に定めるC種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記15に定める順位に従い、C種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。なお、10.(2)に定める金額に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産分配額	
①C種基本残余財産分配額	C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12.(2)①に定めるC種基本償還価額算式(ただし、C種基本償還価額算式における「C種償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算されるC種基本償還価額相当額(以下「C種基本残余財産分配額」という。)とする。
②控除価額	上記10.(2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済C種優先配当金」という。)が存する場合には、C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12.(2)②に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「C種償還請求日」「償還請求前支払済C種優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済C種優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記10.(2)①に定めるC種基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10.(2)①に定めるC種基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	C種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)	
(1) 償還請求権の内容	C種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてC種優先株式を取得することを請求(以下「C種償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、C種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該C種償還請求の日(以下「C種償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該C種優先株主に対して、下記12.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「C種償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、C種償還請求日における分配可能額を超えてC種償還請求が行われた場合、取得すべきC種優先株式は、抽選又はC種償還請求が行われたC種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。また、C種償還価額に、C種優先株主がC種償還請求を行ったC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) C種償還価額	
①C種基本償還価額	C種優先株式1株当たりのC種償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「C種基本償還価額」という。)とする。 (C種基本償還価額算式) $C種基本償還価額 = 50,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ 払込期日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記12.(2)①にかかわらず、C種償還請求日までの間に支払われたC種優先配当金(C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済C種優先配当金」という。)が存する場合には、C種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定めるC種基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定めるC種基本償還価額から控除する。 (控除価額算式) $控除価額 = 償還請求前支払済C種優先配当金 \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$ 償還請求前支払済C種優先配当金の支払日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	大阪市北区中之島五丁目3番68号 株式会社ロイヤルホテル

(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) C種強制償還の内容	当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「C種強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「C種強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるC種優先株式の取得を「C種強制償還」という。）。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、取得するC種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、C種強制償還価額に、当社がC種強制償還を行うC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2) C種強制償還価額	
①C種基本強制償還価額	C種優先株式1株当たりのC種強制償還価額は、上記12.(2)①に定めるC種基本償還価額算式（ただし、C種基本償還価額算式における「C種償還請求日」は「C種強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算されるC種基本償還価額相当額（以下「C種基本強制償還価額」という。）とする。
②控除価額	上記13.(2)①にかかわらず、C種強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済C種優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりのC種強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「C種償還請求日」「償還請求前支払済C種優先配当金」は、それぞれ「C種強制償還日」「強制償還前支払済C種優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記13.(2)①に定めるC種基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記13.(2)①に定めるC種基本強制償還価額から控除する。
14. 株式の併合又は分割	法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。
15. 優先順位	
(1)剰余金の配当	普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者（以下、総称して「B種優先株主等」という。）及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者（以下、総称して「C種優先株主等」という。）に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する剰余金の配当を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。
(2)残余財産の分配	普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。
(3)比例按分	当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,300,000</u>株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>200,000,000</u>株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>300,000</u>株とする。</p> <p>2 当社の発行するA種優先株式の株主(以下「優先株主A」という。)は、当社の株主総会において議決権を行使できないものとする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1,000株とする。</p> <p>(普通株式の交付と引換えに行う取得請求権)</p> <p>第10条の9 優先株主Aは、当社に対して、<u>平成25年7月8日から平成43年7月6日までの当社の取締役会の決定する期間中</u>、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該優先株主Aに対して、A種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付するものとする。</p> <p>2 A種優先株式を取得することと引換えに交付する当社普通株式の数は、次の算式により算出されるものとし、A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算出式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を種類株主Aが取得請求に際して提出したA種優先株式の数で除した数とする。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主Aが取得請求に際して提出したA種優先株式の払込金額の総額÷交付価額</p> <p>(普通株式の交付と引換えに行う取得条項)</p> <p>第10条の12 当社は、<u>取締役会にて決定される期日までに取得請求が行われなかったA種優先株式については、取締役会が決定する期日(以下「一斉取得日」という。)</u>をもって、そのすべてを取得するものとする。当社は、<u>A種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主Aに対して、その有するA種優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(但し、終値のない日数は除き、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)</u>で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。</p>	<p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,500,000</u>株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>20,000,000</u>株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>300,000</u>株、第2章の3に規定するB種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>40,000</u>株、第2章の4に規定するC種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>160,000</u>株とする。</p> <p>2 当社の発行するA種優先株式の株主(以下「優先株主A」という。)は、当社の株主総会において議決権を行使できないものとする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1,000株、<u>B種優先株式は1株、C種優先株式は1株</u>とする。</p> <p>(普通株式の交付と引換えに行う取得請求権)</p> <p>第10条の9 優先株主Aは、当社に対して、<u>当社の取締役会の決定する期間中</u>、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該優先株主Aに対して、A種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付するものとする。</p> <p>2 A種優先株式を取得することと引換えに交付する当社普通株式の数は、次の算式により算出されるものとし、A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算出式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を種類株主Aが取得請求に際して提出したA種優先株式の数で除した数とする。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主Aが取得請求に際して提出したA種優先株式の払込金額の総額÷交付価額</p> <p>(削除)</p>

(新設)

第2章の3 B種優先株式

(B種優先配当金)

第10条の12 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「優先株主B」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、優先株主Bと併せて「優先株主B等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）および優先株主Aまたは優先登録株式質権者A（以下、優先株主Aおよび優先登録株式質権者Aを併せて「優先株主A等」という。）に先立ち、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）

（もしあれば）の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 ある事業年度において、優先株主B等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

3 当社は、優先株主B等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

(新設)

(B種期中優先配当金)

第10条の13 当社は、第37条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主B等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位

	<p>を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(剰余財産の分配)</u></p> <p>第10条の14 当社は、剰余財産を分配するときは、優先株主B等に対して、普通株主等に先立って、B種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「剰余財産分配日」(剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」(剰余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(剰余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 優先株主B等に対しては、前項のほか剰余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p>第10条の15 優先株主Bは、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をB種基本償還価額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主BがB種償還請求を行ったB種優先株式の</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(B種基本償還価額算式)</u> <u>B種基本償還価額</u> $=50,000 \text{円} \times (1+0.085)^{m+n/365}$ <u>払込期日(同日を含む。)</u>から<u>B種償還請求日(同日を含む。)</u>までの期間に属する日数を「<u>m年とn日</u>」とし、「<u>m+n/365</u>」は「<u>(1+0.085)</u>」の指数を表す。</p> <p><u>(控除価額算式)</u> <u>控除価額</u> = <u>償還請求前支払済B種優先配当金</u> × $(1+0.085)^{x+y/365}$</p> <p>「<u>償還請求前支払済B種優先配当金</u>」とは、<u>払込期日以降に支払われたB種優先配当金(B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)</u>の支払金額とする。</p> <p><u>償還請求前支払済B種優先配当金の支払日(同日を含む。)</u>から<u>B種償還請求日(同日を含む。)</u>までの期間に属する日の日数を「<u>x年とy日</u>」とし、「<u>x+y/365</u>」は「<u>(1+0.085)</u>」の指数を表す。</p> <p><u>3 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第10条の16 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「B種強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「強制償還前支払済B種優先配当金」(B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金(B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</u> <u>なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、当会社がB種強制償還を行うB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(議決権)</u> <u>第10条の17 優先株主Bは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新設)	<p>(株式の併合または分割等)</p> <p>第10条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Bには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会への準用)</p> <p>第10条の19 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、B種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</p>
(新設)	<p>第2章の4 C種優先株式</p> <p>(C種優先配当金)</p> <p>第10条の20 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主(以下「優先株主C」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下、優先株主Cと併せて「優先株主C等」という。)に対し、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主C等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払C種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、優先株主C等に対して、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>
(新設)	<p>(C種期中優先配当金)</p> <p>第10条の21 当社は、第37条の規定に従い、期中配当をすときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込</p>

	<p>期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、C種期中優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>
(新設)	<p><u>（残余財産の分配）</u> 第10条の22 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立って、C種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「解散前支払済C種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2 優先株主C等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p><u>（金銭を対価とする償還請求権）</u> 第10条の23 優先株主Cは、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「C種償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、C種償還請求がなされた日を「C種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。 2 C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還</p>

(新設)

請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をC種基本償還価額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主Cが償還請求を行ったC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(C種基本償還価額算式)

C種基本償還価額

$$=50,000 \text{ 円} \times (1+0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済C種優先配当金} \times (1+0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済C種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金(C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済C種優先配当金の支払日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の24 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「C種強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「C種強制償還日」と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「強制償還前支払済C種優先配当金」(C種強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金(C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、当社がC種強制償還を行うC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

<p>(新設)</p>	<p><u>(議決権)</u> <u>第 10 条の 25 優先株主Cは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の併合または分割等)</u> <u>第 10 条の 26 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Cには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会への準用)</u> <u>第 10 条の 27 第 3 章の規定（株主総会に係る規定）は、C種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 2 章の 5 優先順位</u> <u>(優先順位)</u> <u>第 10 条の 28 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当を第 1 順位（それらの間では同順位）、優先株主A等に対する剰余金の配当を第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第 3 順位とする。</u> <u>2 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配を第 1 順位（それらの間では同順位）、優先株主A等に対する残余財産の分配を第 2 順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第 3 順位とする。</u> <u>3 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>(中間配当) 第 37 条 取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(期中配当) 第 37 条 取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 <u>2 前項のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u></p>